

西三河都市計画地区計画の変更（安城市決定）

都市計画三河安城駅周辺地区計画を次のように変更する。

名 称	三河安城駅周辺地区計画
位 置	安城市三河安城町一丁目及び二丁目並びに三河安城南町一丁目の各一部
面 積	約 17.3 ha
区域の整備・開発及び保全の方針	<p>地区計画の目標</p> <p>本地区は、新幹線三河安城駅周辺に位置した商業、業務地であり、安城新幹線駅周辺土地地区画整理事業の施行により、道路、公園等の公共施設及び宅地の整備が行われる地区である。</p> <p>今後この地区は、西三河地域の玄関口として広域的な商業、業務等の諸機能を中心とする高度な土地利用を図る地区である。このため地区計画の策定により、敷地の細分化及び用途の混在化を防止し、良好な都市環境の形成と活力のある街づくりを図ることを目標とする。</p>
	<p>土地利用の方針</p> <p>本地区の用途は、商業及び近隣商業地域であり、地区内を次のとおり6つの地区に分けそれぞれの地区の特性にふさわしい態様を備えた土地利用を図る。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 A1地区（駅南地区） 本地区は、東海道新幹線三河安城駅の南側正面に位置し、大規模商業業務施設及び宿泊施設等を配置し、西三河の玄関口としてふさわしい広域的な商業、業務地区とする。 2 A2地区（駅南地区） 本地区は、駅南A1地区に隣接した地区であり、情報サービス施設、金融サービス施設、ソフトウェア関連施設等を配置した広域的な業務地区とする。 3 A3地区（駅南地区） 本地区は、スーパーブロックを有効に活用するために大規模店舗等を配置した広域的な商業地区とする。 4 B1地区（駅北地区） 本地区は、東海道本線三河安城駅の北側正面に位置しており、日常生活に関連する物品販売店、飲食店等を配置した生活関連サービス地区とする。 5 B2地区（駅北地区） 本地区は、8・5・602二本木新町線に面した地区であり、水と緑を積極的に活用し、うるおいと活力あるショッピングモール地区とする。 6 C1地区（駅中央地区） 本地区は、新幹線と在来線に挟まれた地区であり、展示・イベント施設、娯楽施設、宿泊施設等の集客施設をもうけ、様々な人々が集まる多目的地区とする。
	<p>地区施設の整備方針</p> <p>地区施設は、原則として土地地区画整理事業によって整備する。</p>

区域の整備・開発及び保全の方針	建築物等の整備方針		<p>1 A1地区(駅南地区) 高度な情報化社会に対応した建築物の共同化、高層化を促進し、敷地内のオープンスペースの充実を図る。</p> <p>2 A2地区(駅南地区) 高度な情報化社会に対応した建築物の共同化を促進する。</p> <p>3 A3地区(駅南地区) 建築物の大規模化及び共同化を促進する。</p> <p>4 B1地区(駅北地区) 建築物の高さは、中高層程度のものとし、日常生活に関連した商業機能の集積を図る。</p> <p>5 B2地区(駅北地区) 商業施設を連続して配置し、商業上の利便性を維持増進させる。</p> <p>6 C1地区(駅中央地区) 建築物の共同化を促進し、敷地内のオープンスペースの充実を図る。</p>			
	地区整備計画	建築物等に関する事項	地区の区分	区分の名称	A1地区(駅南地区)	A2地区(駅南地区)
区分の面積			約4.6ha	約4.0ha	約1.8ha	
		建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物は建築してはならない。	次に掲げる建築物は建築してはならない。	次に掲げる建築物は建築してはならない。	次に掲げる建築物は建築してはならない。
			<p>1 住宅、兼用住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿</p> <p>2 建築基準法別表第2(に)項第2号に掲げる工場</p> <p>3 同表(ほ)項第2号に掲げるマージャン屋、ぱちんこ屋、射的場</p> <p>4 同表(へ)項第5号に掲げる倉庫</p> <p>5 同表(り)項第2号及び第3号に掲げるキャバレー、個室付浴場業に係る公衆浴場</p> <p>6 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(以下風営法)第2条第6項第2号、3号、4号、5号及び第6号に掲げる営業に係るもの</p>	<p>1 建築物の1階部分において住宅、兼用住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿の用途に供するもの</p> <p>2 建築基準法別表第2(に)項第2号に掲げる工場</p> <p>3 同表(へ)項第5号に掲げる倉庫</p> <p>4 同表(り)項第2号及び第3号に掲げるキャバレー、個室付浴場業に係る公衆浴場</p> <p>5 風営法第2条第6項第2号、3号、4号、5号及び第6号に掲げる営業に係るもの</p>	<p>1 建築物の1階部分において住宅、兼用住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿の用途に供するもの</p> <p>2 建築基準法別表第2(に)項第2号に掲げる工場</p> <p>3 同表(へ)項第5号に掲げる倉庫</p> <p>4 同表(り)項第2号及び第3号に掲げるキャバレー、個室付浴場業に係る公衆浴場</p> <p>5 風営法第2条第6項第2号、3号、4号、5号及び第6号に掲げる営業に係るもの</p>	<p>1 建築物の1階部分において住宅、兼用住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿の用途に供するもの</p> <p>2 建築基準法別表第2(に)項第2号に掲げる工場</p> <p>3 同表(へ)項第5号に掲げる倉庫</p> <p>4 同表(り)項第2号及び第3号に掲げるキャバレー、個室付浴場業に係る公衆浴場</p> <p>5 風営法第2条第6項第2号、3号、4号、5号及び第6号に掲げる営業に係るもの</p>

地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最低限度	20/10	15/10	20/10	
		建築物の敷地面積の最低限度	300㎡	300㎡	500㎡	
		建築物の高さの最低限度	12m	8m	12m	
		地区の区分	区分の名称	B1地区(駅北地区)		B2地区(駅北地区)
			区分の面積	約1.4ha		約1.6ha
		建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物は建築してはならない。 1 建築物の1階部分において住宅、兼用住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿の用途に供するもの 2 建築基準法別表第2(に)項第2号に掲げる工場 3 同表(へ)項第5号に掲げる倉庫 4 同表(り)項第2号及び第3号に掲げるキャバレー、個室付浴場業に係る公衆浴場 5 風営法第2条第6項第2号、3号、4号、5号及び第6号に掲げる営業に係るもの	次に掲げる建築物は建築してはならない。 1 建築物の1階部分において住宅、兼用住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿の用途に供するもの 2 建築基準法別表第2(に)項第2号に掲げる工場 3 同表(ほ)項第2号に掲げるマージャン屋、ぱちんこ屋、射的場 4 同表(に)項第4号に掲げるホテル又は旅館 5 同表(へ)項第5号に掲げる倉庫 6 同表(り)項第2号及び第3号に掲げるキャバレー、個室付浴場業に係る公衆浴場 7 風営法第2条第6項第2号、3号、4号、5号及び第6号に掲げる営業に係るもの		
		建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最低限度	15/10	—		

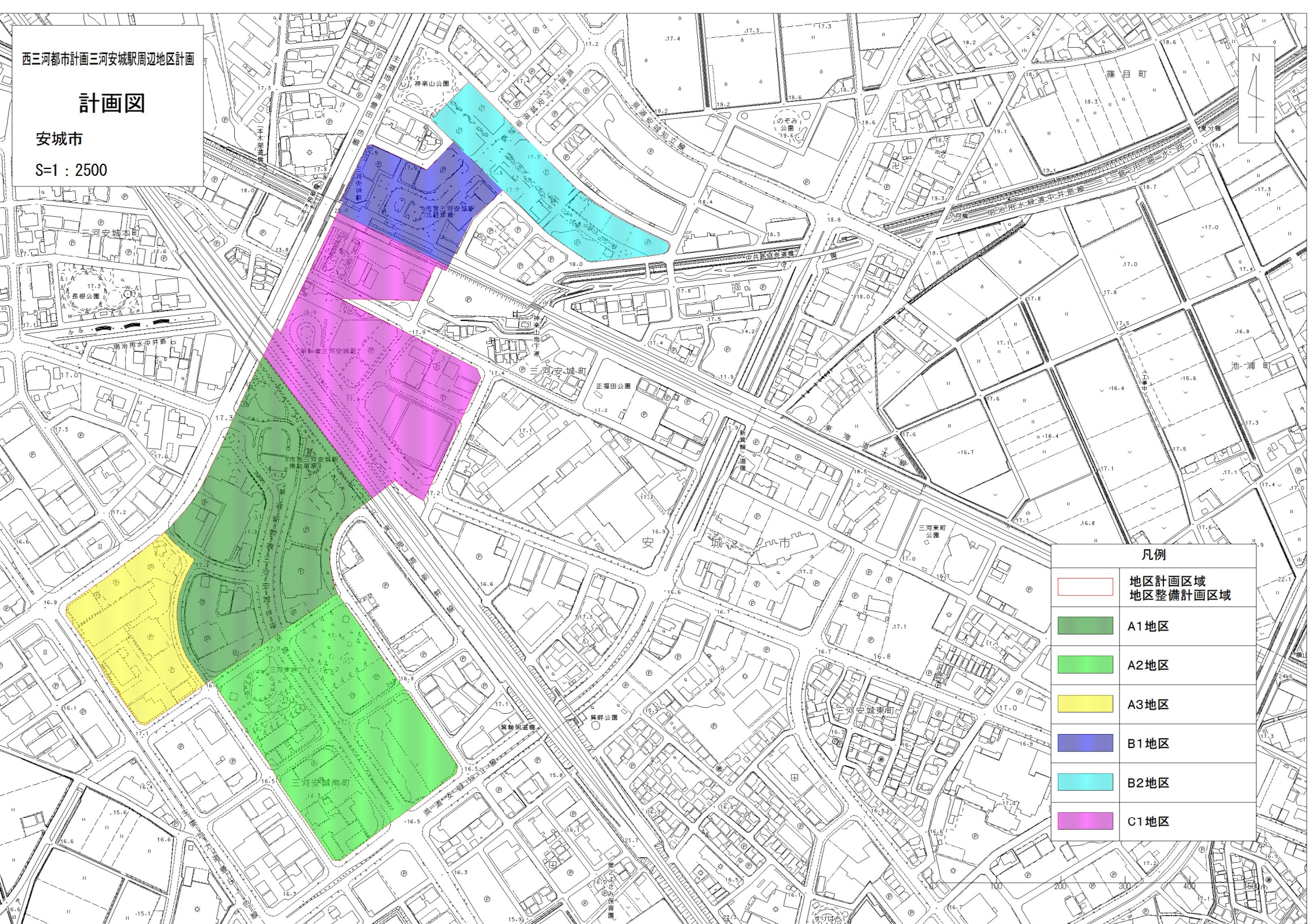
地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物の敷地面積の最低限度	200 m ²	—	
		建築物の高さの最低限度	8 m	—	
		地区の区分	区分の名称	C1地区（駅中央地区）	
			区分の面積	約3.9 ha	
		建築物等の用途の制限	<p>次に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 住宅、兼用住宅、共同住宅、寄宿舍、下宿 2 建築基準法別表第2（に）項第2号に掲げる工場 3 同表（ほ）項第2号に掲げるマージャン屋、ぱちんこ屋、射的場 4 同表（へ）項第5号に掲げる倉庫 5 同表（り）項第2号及び第3号に掲げるキャバレー、個室付浴場業に係る公衆浴場 6 風営法第2条第6項第2号、3号、4号、5号及び第6号に掲げる営業に係るもの 		
		建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最低限度	15/10		
		建築物の敷地面積の最低限度	300 m ²		
		建築物の高さの最低限度	8 m		

「区域及び地区の区分は計画図表示のとおり」


計画図

安城市

S=1 : 2500



凡例

	地区計画区域 地区整備計画区域
	A1地区
	A2地区
	A3地区
	B1地区
	B2地区
	C1地区